規制・制度改革委員会
議事概要

１．日時：平成24年６月26日（火）15:32～16:32

２．場所：中央合同庁舎第４号館共用120会議室

３．出席者：

（委　員）岡素之（委員長）、大室康一（委員長代理）、安念潤司、大上二三雄、
翁百合

（政　務）中塚副大臣、大串大臣政務官

（事務局）熊谷規制・制度改革担当事務局長、宮本行政刷新会議事務局次長
中原参事官、小村参事官

４．議題：

（開　会）

○　規制・制度改革委員会報告書（案）について

（閉　会）

５．議事概要：

○岡委員長　それでは「規制・制度改革委員会」を開会いたします。皆様方には、御多用中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

本日、川本委員、佐久間委員は御欠席でございます。

本日は、議事次第にもありますとおり、規制・制度改革委員会報告書（案）について御議論いただく予定でございます。

中塚副大臣と大串政務官は、到着次第、タイミングを見て御挨拶をいただくということにしたいと思います。

それでは、議事に入ります。

規制・制度改革委員会報告書（案）についてです。これまでの委員会の議論などを踏まえまして、報告書の原案を作成いたしましたので、事務局より説明をいたします。まず、フォローアップ関係の内容について説明願います。

○中原参事官　それでは、お手元の資料１と書いてございます、規制・制度改革委員会報告書（フォローアップ調査結果等）（案）を御覧いただければと存じます。

お開きいただきまして、まず、１ページの「Ｉ．報告書の取りまとめに当たって」でございますけれども、この箇所におきましては、第３クールの検討概要を記載させていただいておりまして、分科会の名称が「規制・制度改革委員会」に変更されましたこと、農業ＷＧが設置されましたこと、これらによりまして、切れ目なく改革に向けた検討を進めていることを記載させていただいてございます。

１ページの「２．第３クールの成果及び今後の課題」というところにまいりまして、お

開きいただきまして２ページの（３）のところで、「フォローアップの実施」ということで、これから御審議を賜るフォローアップの趣旨につきまして、記載をさせていただいているところでございます。

このフォローアップの趣旨と申しますのは、第１クール及び第２クールの検討結果などに基づきまして、平成 22 年６月の「規制・制度改革に係る対処方針」といったものなど、多くの閣議決定がなされてまいりましたこと。

それから、こうした閣議決定がなされたことを前提としましても、狙いどおりの効果を発揮しているかどうかを確認いたしますことは､改革の実現のために必要でありますこと。

それから、329 項目、410 小項目について、平成 24 年４月１日時点での実施状況を網羅的に調査しまして、その内容を確認するとともに、委員会としての評価を行っていただきましたこと。

それから、解決したものと、そうではないものと峻別した上で、今後もフォローアップを継続し、更なる取組を促していくこと、こういった趣旨を記載させていただいているところでございます。

２ページの下の方の（４）に「規制・制度改革の実効性向上のための検討」というものを記載しておりまして、第３クールにおきまして議論を頂戴しました、規制全般の見直しが不断に進むように､改革が自律的に行われるような仕組みを作ることの必要性について、御議論を頂戴した経緯について記載させていただいてございます。

各府省が規制・制度改革のＰＤＣＡサイクルを機能させるための方策、規制全般の見直しの在り方等につきまして、その具体化に向けた検討を進めていくことが重要であるという記載を、そこに付させていただいてございます。

４ページ以降が、そのフォローアップ調査の結果についてでございます。先ほど、申し述べさせていただきましたとおり、329 項目、410 小項目について各省から回答を頂戴し、これらについて、「評価」として４種類の記号を付したことを確認させていただいてございます。

前回、御意見のございました、××というものはいかがなものかという御指摘を頂戴したところでございますが、前回××とさせていただいたところにつきましては、今回は◇ということに変更させていただいておりまして、○、◇、△、×という記載にさせていただいてございます。

△とされているものにつきましては、問題意識や指摘事項といったもの、○についてもございますけれども、必要に応じて、飽くまで委員会としての御意見として記載させていただいているところでございます。

○は 270 項目、◇は５項目、△は 135 項目、×はゼロ項目ということでございます。そして､それぞれの個表として６ページ以下の別紙１を付させていただいております｡一部、こういった評価につきまして、各省と合意できなかったものもございますけれども、大部分は合意を得られました。

それから、127 ページ以降に、重点フォローアップの項目別指摘事項としまして、農業、医療に関する別紙２というものを 127 ページ以降に付させていただいております。

この点について､いまだ各省と調整中のものがあるところを御理解を賜ればと存じます。

163 ページに別紙３といたしまして、「積極的な取組と推察される事項」ということで、各省にお取り組みいただいた規制・制度改革の取組のうち、成果を推奨されるべきと思われる事項というものを添付させていただきました。

差し当たり、私からは以上でございます。

○岡委員長　それでは、これから御意見、御質問を頂くわけでございますが、副大臣と政務官が到着されましたので、御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○中塚副大臣　本会議がちょっと長引きまして、遅刻をいたしました。本日も皆さん方には、お忙しいところ、お集まりをいただきまして、本当にどうもありがとうございます。

今日は、第３クールの活動の集大成ということで、報告書について御議論をいただくと聞いております。

昨年の秋から第３クールですけれども、できるだけ早くできるものは、年度末にもということで二段階ということになりましたけれども、私自身も特に年度末、年度初めの再生可能エネルギーについては、特に政務協議等で議論をさせていただきました。あれからもう３か月も経ったと思うと、本当に長いようで短いなと、この間にも本当にいろんなことがあったと、そういうふうに思いますけれども、本当に委員の皆さん方の御尽力に心より感謝と御礼と、そして敬意を表させていただきたいと思います。

報告書につきましても、より良いものにしていかなければなりません。本日も忌憚のない御意見を頂戴いたしますように、どうぞ、よろしくお願いいたします。

○岡委員長　ありがとうございました｡続きまして､大串政務官､よろしくお願いします｡

○大串政務官　遅参しまして恐縮でございます。政務官の大串でございます。皆様には、常日頃から闊達な御議論をいただき、本当にありがとうございます。

私は、この行政改革と並んで国家戦略の仕事も担当しておるんでありますけれども、国家戦略の方でも年央に向けて日本の再生戦略をまとめていく方向にしております。

その中で、日本の成長分野、成長力をどうやってつくっていくか、その中では、やはり規制・制度改革を推し進めていくこと抜きには考えられないという意見が、やはり多数であります。

ここで第３クールも含めて積み重ねていただいたものを、私たちとしても、日本全体の成長戦略にも取り込ませていただきたいと思いますので、闊達な御議論を是非よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○岡委員長　ありがとうございました。それでは、最初のフォローアップ案件に関しての御意見、御質問がございましたら、お願いしたいと思います。

○大上委員　「報告書の取りまとめに当たって」ということで、今回、我々の委員会で取り組んできた取組を主として述べられていると思うんですが、広く霞が関全体を考えたときに、我々の過去の提起、第１クール、第２クールの提起から、非常に成果としてやはり進んだと思われるような取組が幾つかあるのではないかと思います。

例えば、私の知る範囲で申しますと、１つは産業遺産の世界遺産登録、これは、第２クールで課題提起をいたしましたが、文化庁の方で、今、全部世界遺産の窓口をやっていたものを、結果として、これを内閣官房の方に移管して、国交省、環境省と経産省等々を含め、他省庁の連携で取り組むというような規制・制度改革が行われました。これは、非常にハードルの高い、難易度の高い議論だったと思うんですが、この１年、関係者が鋭意取り組んだ結果の各省の合意も含めてできたと。これは、ある意味で規制・制度改革で見たときに、非常にエポックメーキングなことではないかと思っております。

あるいは、私が再三申し上げておることで、今回も申し上げるので恐縮ではありますが、国土交通省の航空局において安全規制ですね、100 項目を超えるものをやはりやったと。

それで、過去の私どもの第１クール、第２クールで提起した項目というのは、ある意味で、そういうものの、まだ前段、そういった部分の取組の指摘が多かったわけですが、そこを越えて一気に安全規制の中核まで踏み込んで、時代に合わせるというようなところを、ある意味、最後にバスの事故がありまして、大変逆風が吹く中で、これは、やはり制度としてきちんとやるべきだということで、トップも含めて判断して、決断をして遂行したというようなことがございます。

そういうような全般を見たときに、やはり規制・制度改革ということで幾つか優れた取組について、我々の報告書の中で、可能な範囲、それを言及して、そういったものを、やはり良い取組として褒めると、そのことが、また、国民の評価、そういった部分にもつながっていくような、そういう発信をやっていく、そういうことを、この報告書を取りまとめて、発行するに当たって、考えてはいかがかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○中原参事官　委員御指摘の点につきまして、先ほど簡単に申し述べましたが、163 ページのところに、積極的な取組と推察される事項として、言わば、褒めるべきものを幾つか例示として挙げさせていただいているところでございます。

それで、今、具体的に委員の御指摘にありました産業遺産の登録の件につきましては、確かに関係各省庁には御尽力を賜ったものと存じますけれども、一応、４月１日時点で閣議決定までフォローする必要があるということで、△になっているということでございまして、そういった趣旨も含めつつ、積極的な取組と推察される事項は、一応、163 ページのところに記載させていただきました。また、プレイアップの仕方等々でいろいろと工夫をさせていただきたいと存じます。

○岡委員長　ここの 163 ページのリストは、閣議決定されたものという範囲内で書かれているんですか。

○小村参事官　取組とすれば、非常に進んだ取組が行われたものということですので、内容によりけりで、どういう手順でやっていくか、中身によりけりということです。閣議決定を予定するものについては、やはりそこまでやっていただかなければいけないですし、そうではないものについては、その中で、どこまでできているかというものを見て判断させていただいております。

ちなみに、今、大上委員がおっしゃったのは、66 ページの②というのが、「稼働中の産業遺産の世界遺産への登録」ということでありまして、これは、幾らか、こういった時点差をどう捉えるかというのはあるんですが、４月１日時点で、フォローアップの方をやっております関係もございまして、最後の詰めの段階まで来ているのは、十分認識はしているのですけれども､幾らか閣議決定に向けた最後の詰めが残っているのかなということで、△という記載にさせていただいているということです。

○大上委員　ちなみに、現時点においては、既に閣議決定も終わり、組織ができていると私は聞いておりますので､そうであれば､取りまとめ期日が４月１日だからということに、余り拘泥することなく、いい成果は発表するというような考え方を取ってもよろしいのではないでしょうか。

もう一つは、我々がやった取組だけでなく、自発的にやるというのは、一番いいことですので、そういうことを自発的にやったところは、やはり褒めてあげると、そういう幅を広げた、ここの報告書でいう（４）「実効性向上のための検討」のところで議論したような内容ではございますが、そういうことを考えていただいてもよろしいんではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○岡委員長　今の大上委員の御意見について、他の委員の皆さん、いかがですか。

○大室委員長代理　そういう意味では、非常に実りがあったものについては、取り上げるべきとの大上さんの意見については、私も賛成です。

また、私は第２クールから参加していますが、第３クールになって随分関心がいろんなところで出てきたのかなという、感じがしております。第２クールでは委員になっていろいろ言っても、それが取り上げられたり、注目を浴びることもなかったんですが、第３クールになってここでの議論について、業界や役所から等、いろいろ問い合わせがあったということで、この規制・制度改革委員会の位置付けというか、それの重要性というか、政府の中でもそういう位置付けをしていただいているんだろうと思うんですが、そういうことが随分変わってきたなと、第２クールと第３クールの差を感じた次第です。

特に今回、第１ＷＧの進行役として、業界と役所とが直接話合いをする場ができたということについて、高く評価をさせていただいております。

役所の不祥事が、昔いろいろあって、業界といろいろ情報交換したり何かすると、すぐ癒着とか、そういう評価になるということもあって、非常に業界と監督官庁とのつながりが最近非常に薄くなってしまっているという実感を抱いていたのですが、こういう公の場で業界と役所が議論し合うという場をつくるということは、規制改革だけではなく、非常

に重要なことであり、政治主導で押し付けるということではなく、業界と役所とが議論し合って、新しい方向性を打ち出して、それを政治が実行していくという１つのパターンができると、更に改革の実効性が上がってくるのではないかとの印象を持っております。是非、業界と役所が、オープンな場でいろいろ意見を闘わせるという役割を、もっともっと次のクールではやっていったらいいのではないかと提案させていただきます。
○岡委員長　ありがとうございました。今の後段の部分については、新たな提言というか、課題提案といいますか、大上さんの意見については賛成だという御意見と思います。
　では、翁さん。
○翁委員　重点フォローアップのところについて、幾つかコメントをしたいんですけれども、やはり農水省と厚生労働省についてはスピードが遅いと、事務局、大変御努力されていると思うんですけれども、そう思わざるを得ないなという感じがいたします。
　例えば、農業生産法人の要件緩和も検討はするというところにはなっていますけれども、それを実際に変えていくというところまでに至っていないということとか、農業委員会についても、実態調査の結果を速やかに取りまとめるというところまではしているんですけれども、その在り方自体を見直していただくということを私どもは、この場でも議論させていただいたんですけれども、そこまでなかなか進んでいないというようなこと。
　それから、インターネットの薬販売につきましても、事務局はいろいろな御努力をされておられると思いますけれども、やはり厚生労働省の対応にはスピード感がないなという感じを持ちまして、例えば、工程表の作成とか、調査の実施というところに時間がかかっていて、やはり規制の見直しということについて、実際に実現していかなければいけないという段階だと思うんですけれども、非常にスピードが足りないという感じを持っております。
　ですから、こういった点について、もう最終局面なのかもしれませんし、既に done というところになっているのかもしれませんけれども、少なくとも、ここでいろいろ指摘したことについて前向きにもう少し取り組んでいただきたいという印象を持っているということをお伝えしたいと思います。
○大上委員　１年かけて工程表をつくるというのは、ちょっと常識では考えにくいですね。
○岡委員長　どうぞ、安念さん。
○安念委員　私も最近ちょっとフォローしていなくて申し訳ないんですが、この 152 ページは、ここと厚労省で握った、というのは下品な言い方で恐縮ですが、合意したということですか。
○小村参事官　厚労省分については、おおむねこの内容で整えられると思っています。逆に言いますと、この内容までだったということも、裏を返せば、そういうことかもしれません。
○安念委員　５年くらい前から、ぐずぐず同じことを言っているんだけれども、やはり同じことを言っているわけですか、対面販売でないと人が死ぬと、平たく言えば。

○小村参事官　むしろ、中身の話というよりは、今回でいいますと、１つ目のところで、工程表の後ろのたがをはめたということと、従来から必ず一歩目の調査の内容、調査の中身、それが非常にこのインターネット販売の規制に対して有意な調査をしているのかというところで詰まっていますので、そこをまず突破すべくということで、１つ目と２つ目、ここに結構力点を置いて、今回、話を進めたということです。
○安念委員　今後、第４クールというのか、新しい組織が多分できるんでしょうけれども、そうなったときにも、１年間待たないで、事あるたびに難癖をつけるぞという姿勢なんだという理解でいいですかね。論点は、もう百年も前から出ている話で、彼ら自身も、例えばスティーブンス・ジョンソン症候群のような重篤な副作用については、防ぐ方法なんかないと言っているわけですからね、それでまだ言っているんだけれども、ちょっと委員長からも、次、また岡委員長になられるかもしれませんけれども、別の方に仮に代わられたとしても、あるいは政務の方が、もし、代わられたとしても、何も１年間待ってやるという趣旨なんかでは全然ないんだと、お前さんたちが工程表を作りたいのなら作ってもいいけれども、こちらとしては随時言いたいことは言わせてもらうという姿勢のことを言っているんだということを確認をしておいていただけると有り難いと思うんです。
○中原参事官　安念先生の御指摘を含めまして、私どもも、「早期に結論を得るための工程表を作成し、公表する」ということでございますので、単なる調査というよりは、課題の解決に向けたプロセスを平成24年度で検討、結論というところで、それなりの前進はあったのかなと思っておりまして、ただ、時間がかかり過ぎているじゃないかという御指摘はおっしゃるとおりかと思いますので、次期以降の中で、どういう工程表を作るのかということについても、議論は継続をさせていただきたいと思っております。
○岡委員長　一言、私は、このフォローアップ案件の取りまとめ、これはこれで１つの取りまとめですけれども、これが全部になるのかどうか、先ほど翁さんからも幾つか御指摘があったわけだけれども、安念さんのインターネットの薬販売も含めて、次期においては、もう少し大きく改善するような、進歩するような、そういう取組が必要だと、個人的には思っています。
　インターネットの問題にしても大変な時間をかけてやってきながら、まだ、こんな所にいるのかという御指摘については、私も個人的には、そういう思いが強くあります。
　これは、ひとえに厚生労働省が頑固でどうしようもないというだけでは答えにならない。もう少しいろんな形で対応していく必要があるんだろうなと思っています。我々は、「もっと緩和してください。インターネットで薬が買えるようにしてください」という立場で彼らと話していかなければいけないわけですけれども、多分、今までも一生懸命、いろんな人がやってきて、それで今日のこの状態のわけですから、これからもう一歩進むためには、アプローチの仕方だとか、いろんなことをもう一回よく考えて実現させる、成果を上げるということを、やはり我々自身も肝に銘じて対応していく必要があるだろうなと、私は思っております。

○安念委員　是非、後継組織にそれを引き継いでいただいて、御存じのように、第１クールのときに、委員間や政務も巻き込んで喧々諤々の議論があって、紛糾したという、いわくつきの、由緒正しいイシューでして、これは何とか、民主党政権の面目をかけて結論を出していただかないと、どうにもしようがないと、そういうもので、ひとつよろしくお願いいたします。
○大上委員　今のちゃんと議事録に書いて。
○翁委員　１年間見直しを行わないというふうに取られるのが、一番困るんです。とにかく前に進めていくということで、規制・制度改革委員会のここでは認識しているということをきちんと外に向けて言っていただきたいということなんですが。
○岡委員長　若干個人的な意見になるかもしれませんけれども、委員長としては、この第３クールで「フォローアップ」というものを重点テーマに掲げたわけですが、そのフォローアップ案件がたくさんある中で、更にその中の重点項目という形で９項目あるわけですね。これは、やはりこの第３クールにとっては目玉中の目玉なんだから、この期間中にここまでしか到達しなかったとしても、それでおしまいではないと。やはり、もっともっと改善させていくと、成果を上げていくということの必要な、この９項目以外はどうでもいいというわけではないけれども、やはりアクセントを付けて、選択と集中じゃないけれども、この９項目については、今後とも相当の力を入れてやっていくべきだろうなと思っております。
　さっきの大上さんの話、そろそろ整理したいのですが、163 ページのものは、フォローアップ案件の中で、それなりの成果が上がり、よくやったなと、積極的に取り組んでくれたなということで、そういう基準で選んでいただいたわけですね。それで、大上委員の意見を取り入れるならば、もっとリストアップしてもいいんではないかという点が１つありますね。まず、その点についてどうですか。
○小村参事官　そういう意味では、先ほどの 66 ページの②の「稼働中の産業遺産の世界遺産への登録」という件は、関連の資料を皆さんにも至急送りますので、基本それでよろしければ、時期に問わず、後ろの 163 ページのものに加えるということで、個別案件ですので処理をさせていただければという気持ちではおります。
　ただ、もう一つの件なんですけれども、今まで案件について、今回、初めて褒めましょうということでやってきたんですが、どちらかというと団体賞みたいな形のものなんですけれども、やや他の省全部に聞いている手続を取っていないという気持ちもありまして、幾らか持ち越し、課題とさせていただいて、従来から大上委員からそういう御指摘を受けているわけですが、ここの議事にはとどめさせていただいて、次期以降の、そういう評価の仕方という中で、先ほどの案件と、それ以外の姿勢、取組という部分のところを、どうやっていくかということで宿題として預からせていただければいかがかなというのが事務局サイドの考えです。
○大上委員　委員会の公平性ということで了解いたしました。

あと２点、この話の薬のネット販売の方でちょっとだけあるんですが、もし、細かいワーディングの修正が可能であれば、例えば、指摘事項の合意の１番目が、「早期に結論を得るための工程表を作成」とあるんですが、24 年度検討、結論では、とても早期に結論を得るとは言い難いわけでして、この言葉を、例えば削除するとか、単にタイトルは「工程表の作成」にするとか、３項目の「郵便等販売の経過措置終了後の代替措置」となっていますと、代替措置が固定化されるような懸念もありますので、例えば、この代替措置の「代替」を取るとか、あるいは最後の行の「販売方法ごとの特性を踏まえた」とか、こういう文章も取ってしまうとか、この程度のワーディングの修正というのは、最後に交渉することが可能であれば、やっていただきたいと思ったんですが、ここはいかがですか。いずれも厳しい、分かりました、では、もう結構です。

○安念委員　もし、やるのなら委員がやった方がいいと思います。事務方に、これ以上やると、おまえ仁義を知らないかと、向こうから言うに決まっているから、それはちょっとかわいそう。だから、やるなら私は委員がやってもいいと思いますよ。

○大上委員　そういう機会を頂くことというのは可能なんですか。

○安念委員　それは、可能じゃないという答えになるに決まっているんです。

○岡委員長　今の大上さんの最後の可能ですかという質問については、私も似たような思いがあります。しかし、今の制度設計というかシステムでは、いわゆる省庁との直接的なやり取りについては、最後は政務協議という場でやることになりますから、我々委員が勝手にしゃしゃり出ていってやるというのは、なかなか現実的ではないというふうに、私も事務局から言われて理解しております。

ですから、今後、この先のところで、もっと効果的に成果を上げるためには、こういうやり方の方がいいではないかというようなことについては、また、先ほどの取りまとめの第４項目にありましたけれども、次回スタートするときに、その辺のことも含めて議論した方がいいと思いますが、今、この個別の案件で行ってということは、余り現実的ではないというふうに理解しております。

事務局、何か補足があればお願いします。

○中原参事官　先ほど来、御指摘を頂戴しておりますし、翁先生からも、その前に、農業等についても御指摘を賜ったわけですけれども、私どもは、決して指摘事項に書いたところで、この案件は終わりであるという理解ではございませんで、合意できなかったもの等については、それは、次期以降やっていくという前提で、各省とも話をさせていただいております。次期以降進めていくに当たりまして、そうした問題意識を踏まえまして、大室委員長代理から御指摘のあった公開のプロセスをもう少し使うとか、あるいは委員長から御指摘のあった問題の捉え方について工夫をするとか、そういった御指摘の点も踏まえまして、更に取組を進めてまいりたいと考えております。

○岡委員長　他の意見は、いかがでしょうか。よろしいですか。

先ほどの繰り返しになりますけれども、既に閣議決定されているものがどうなっている

かということをフォローアップし、また、その中から特に重要だと思うものについて重点的に取り組んできたという結果が、今日こういう状態でございますので、私も、先ほど申し上げましたけれども、特に９項目については、今後ともきちんと追跡していくと、それで、より大きな改善といいますか、規制改革を実現するという形で、取り組んでいくべきだと思っております。それぞれの御意見はあるかと思いますけれども、このフォローアップの中については、そういう取りまとめにしたいと思うんですけれども、よろしいでしょうか。

ただ、先ほど大上さんの言われたことは、事務局で検討させてもらいます。

それから、大室さんの、先ほどの提言の部分については、このフォローアップというよりももっと全般的なことだと思いますので､引き続き､議論を深めていきたいと思います。

どうぞ。

○大上委員　先ほど言われた大室委員の意見に賛成でございます。オープンな場でというときに、当局と事業者だけではなくて、やはり政治であり、あるいは委員でありといったレフリーがちゃんと介在して議論するということが非常に重要だと思いますので、その点だけちょっと付け加えさせていただきます。

○岡委員長　ありがとうございました。今日はフォローアップの案件と第１ＷＧの件を議論するということになっていますが、ちょっとそこからもう少し包括的なというか、もっと大きいテーマが､今、大室さんからあり､大上さんからあったわけだけれども､これは､29 日のどこかでやるんですか。

○小村参事官　29 日は成案にして御確認という形にさせていただければと。もし、意見があれば、ここで。

○岡委員長　ということは、今日のこの２つのテーマ以外のことの議論として話をしていいわけですね。分かりました。

それでは、今、大室さんなり、大上さんからあった部分については、事務局の方でどのような形にするか、次回までに検討をお願いします。

それでは､議事を１つ進めさせていただきまして､報告書の第１ＷＧの点につきまして、この部分について、事務局より、まず、説明をお願いいたします。

○小村参事官　第１ＷＧの方ですが、大室委員と川本委員を中心に、委員会から委員の方の御支援もいただきまして進めてきておりまして、お手元の資料２のように、現時点で取りまとめの方向で進んでおります。

まず、１ページ、基本的な認識として、この委員会、ＷＧの題材が、名前が「復旧・復興／日本再生」というテーマでやっておりますが、そこにもございますように、力強い新しい日本を再生することが喫緊の課題という問題意識を捉えまして、社会経済の活性化により、国民に対して、価格の低下や新たなサービス提供、あと、それらが豊かな国民生活へつながるという考えの下、規制改革を進めていくということでやっております。

また、そういった見直しに際しては、国際基準との整合性、規制と自己責任のバランス

等の観点を十分に踏まえ、「包括的経済連携に関する基本方針」も踏まえた取組も進めていくということで、広い取組となっております。

改革の視点として、記載しております、２つ目のポツですが、東日本大震災に関しましては、復旧・復興の、正にその当該地につきましては、特区等の仕組みがございますので、我々とすれば、全国の規制緩和を所管しておりますから、全国から被災地へのヒト・モノ・カネの動きを加速する、あるいはまちづくりというものを考えるというような視点でやってきました。

あと、日本再生のための規制・制度改革としてはＥＵ等との経済連携、こういったものも念頭に置きましてやってきております。

改革の方向性として、飽くまでも日本の事業者、それがひいては消費者の利益に資するためということで、国際基準との整合性を見直して、視点として見直していくということ。

あと、国際競争が非常に激しくなっている分野等もございますので、そういった中では、日本の事業者の事業活動の支障となっている、日本特有の規制・制度、このユニークな規制について原則として撤廃すべきという考えの下で進めてきたということであります。

あと、４つ目のポツになりますが、従来、官が独占的に実施してきた審査・検査業務等について広く民間に委ねていくということ、２ページ目ですが、自ら製品検査なんかにつきましては、自己責任というもので対応をしていくというもの、あと、企業、労働者間の活動に関しても、一定の政策目的を実現するために必要最小限のものとすべきという問題意識の下で、今までになく雇用の部分も幾らか分野に加えてやってきたということでございます。

４ページ目以降が、細項目でいきますと 40 項目くらいの数になりますが、やってきた規制・制度改革の事項であります。

１つ目が、自動車基準の国際基準との整合ということで、ＵＮ／ＥＣＥ規則というのがございますが、その採用に向けた工程表を作成するというもの。

あと、２番目につきましては、高圧ガス容器の世界統一基準の策定の際に、それに合わせた形で見直しを行っていくというもの等々でございます。

３つ目が、無線設備の技術に関してですが、ここは、一定の品目のものにつきましては、技術基準への適合性を自己確認できるという制度がございますが、それらが限定列挙になっておりまして、今やもう汎用になっておりますけれども、無線ＬＡＮ等については、この対象範囲ということになっておりますので、こういったものを広く加えていくというもの。

４番目以降が、医療機器の分野でございます。これは、事業者にもヒアリングに来ていただきまして、非常に高い問題意識をお示しいただきまして、相応に進んだものと思っておりますが、まず、最初の部分が、現在、薬事法の中で規定されておりますところで、なかなか医療機器の特性を踏まえた形になっていないんではないかという問題意識がございました。

それに対して、医療機器については、「章」を新たに設ける形で、そういった特性を踏まえた形での法律の整理をしていくということ。

あと、高度管理医療機器、これらは、実はクラスがⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳと分かれておりまして、ⅢとⅣというのは、独立行政法人のＰＭＤＡが、今、審査を行っているところなんですが、この部分の一部についても後発医療機器などの医療機器の審査について、民間の登録認証機関の活用を図っていく方向で進めていくんだという部分。さらに、それを広げていきましょうというものを閣議決定の中に盛り込んでいくという方向であります。

あと、国際的な協定の中で、日本と同等の基準を持つ国というのがございます。そういったものの国との間での資料を活用することなどによって、審査手続の合理化をしていくということも、この後段でうたっております。

６番目、１つ目は、一部変更承認を不要とする範囲の拡大、一部変更の承認手続の簡素化などということで、これは従来から少しずつ広げてきた領域でございますが、引き続きという部分でございます。

あと、７番目ですが、ＱＭＳという、製造のラインの品質検査の部分がございますけれども、これをまず国際整合性を取っていくというのが１つ目。

２つ目以降が、やり方の単位の問題なんですけれども、日本については、個別品目ごとにということでされておりまして、個別品目によって、それを都道府県がやったりＰＭＤＡがやったり、民間認証機関がやったりということで、重複して何回も入るという現象が起こっておりました。これを整理して見直していきましょうというもの。

８番目ですけれども、これらにつきましては、「認証」制度というのが、実は承継ができないということでございまして、今、企業間で、いろいろそういう販売権等々の認証取得者についてどう取り扱うかという問題が出てきておりますので、そこについての整理を行っていく。

あと、添付文書というのが、取扱説明書以外にございますが、こういったものについて廃止するなどの検討を行っていく。

10番目につきましては、幾らか規制強化の意味合いもあるかもしれませんが、単独で診断支援機能等を有する医療用ソフトウェア等の取扱い、これは、イメージしていただくのは、例えば、非常に高度な手術ロボットみたいなものがあった場合に、プログラムが、それぞれ別会社から提供されて、それを入れることによって、医療機器として一体として機能するようなもの、そのときのソフトウェアみたいなものをどういうふうに取り扱っていくのかという、こういった新しい論点がございまして、こういったものへの対応をきちんと法令上位置付けていくということが、結果としては、こういった業界の方の、非常にソフトウェアの開発等々につながっていくであろうということで、こういった対応をしております。

11番目につきましては、国際汎用添加物というのが45くらいございまして、日本で、今、30指定されてございます。15については残っておりますが、これを早期に指定するべ

く、取り組んでいこうという閣議決定が、実は前年、既に４月８日になされております。まず、これら措置についての効果検証については行うという方向でございます。次に、フォローアップとして更に最終的な、どこまで早期にできますかというところを、一定程度標準的な期間等を詰めていくということをしたいと思っております。

12 番目も、実はこれも経済連携関連のフォローアップ事項でございまして、自動車整備工場についてなんですが、一部の用途地域において、150㎡までの面積規制がかかっております。これを 300 ㎡までに上げていくという御要望がありまして、一定の要件の下、これをできるような形で措置するということで、技術的助言を３月に国交省の方で出しております。

これに対しまして、まず、この中身についてきちんと最終的に自動車整備工場の立地状況、必要な規模の自動車整備工場が立地できたかどうか、容易になったかということを検証していただくというのが１つ目。

２つ目として、これができていない場合には、遡っていただいて、建築基準法の改正や許可の円滑化などについて検討を行って、必要な更なる措置を講じていただくというフォローアップ的な閣議決定になってございます。

13 番目が、コンテナ輸送の国際貨物と国内貨物、異なった取扱いになっているものの統一の話。

14 番目が、45 フィートコンテナの普及に向けての社会実験をやっておりますが、これを更に拡大して進めていくという話であります。

７ページ、15 でございますが、これが、ワクチン・キャップの問題でありまして、１つ目が規格値と試験方法の国際基準との整合を図っていく話であります。

２つ目が、ワクチン輸入時に、ワクチン業者の方で、まず、出荷する前の自国の方で１回検査をして、日本に持ってきてもう一回検査をして、更に国家検定を受けるという３段構えになっておりますが、これについての免除あるいは簡略化というものをやっていこうという話であります。

３つ目のＭＲＡと書いてあります、日・欧州共同体相互承認協定と、ここの部分が、実は今の２番目の話と表と裏になっておりまして、こういった手続を相互に同等性がある場合には、簡略化といいますか、省略できるという条約を結ぶ手続がございます。これについて、対象国の拡大をした上で、化学的医薬品以外の対象品目の追加というものを検討していただくということとしております。

あと、ＷＨＯで接種を推奨しているワクチン、子宮頸がんワクチンとか、Hib とか、こういったものについての定期接種化というものも御検討いただくということであります。

16 番目が、今度はＧＣＰ省令といいます、臨床試験の実施の基準に関する省令がございますが、これについての国際基準の整合の面と、あと、その内容を超える細目についてどういった取扱いをするかというようなことを 16 番目でうたっているということであります。

17 番目が、まちづくりの関係から言っているものでございますけれども、例えば、建築確認申請を出しまして、例えば中間検査がある、完了検査があるという場合には、これは民間の指定確認検査機関というのができます。ただ、仮使用承認というものについては、きちんと防火施設等々が、きちんと安全の観点から機能しているかどうかという実質的な検査が入るということでございまして、今、民間機関には委ねられていないという状況でございます。

そういう状況になりますと、非常に順番待ちの面等々から時間がかかるということでございまして、これは、民間でできるように広げていっていただけないかというのが問題意識であります。

あと、18 番目、19 番目、20 番目、21 番目、22 番目というのが、航空関連でございます。

１つ目が、航空機製造事業法の関連でございますけれども、これは、防衛省の機と民間機と双方適用対象になってございますが、生産設備等々に対する品質の部分での規制と、あと、需給調整規定を設けて指導しておりますが、指導実績が少ないという状況にございますので、これは、指導・監督等の実績が少ない状況を踏まえて、抜本的な見直しを行っていただくということでやっていただくことになります。

それについて、検討を行うためには、航空機修理事業者等を含めた検討会を立ち上げてくださいという内容になってございます。

加えて、それまでの間でございますが、これは、自社の修理については適用除外になっておりますので、子会社の場合というのが、やや曖昧なところがございまして、第１ＷＧ、ヒアリングの場でも議論になりまして、ここの範囲をきちんとできるように明確化していくということをやっていただくことになります。

あと、19 番目以降が、総務省の無線関連の規制でございまして、日本独自の検査方法のものについて見直す話、あと、定期検査のやり方について見直す話、あとは、無線と製造番号の結び付きの制度について見直す話になっております。

22 番目が、新しいＳＡＴＣＯＭという衛星電話に関する取扱いについて、それの周知をきちんとしていくという内容になってございます。

23 番目、これは、大規模集客施設ということで、ショッピングセンター等の規制についてでございますが、これは法改正で、第二種住居地域、準住居地域及び工業地域の３地域においては、これはできないという形に、近年の法改正でなっておりますが、これについて、特に工業地域でございますけれども、これをどうするかという点について検討を行って結論を得ていただくという内容のものでございます。

24 番目が、今回、労働関係にチャレンジしたわけでございますが、派遣の関係で「付随的な業務」の範囲等の見直しというものでございますが、まず、今の「付随的な業務」について疑義が生じている部分について、きちんと把握していただいて、必要な措置を講じていただくというのが、１つ目であります。

２つ目は、いろいろ通達類の改正をするに当たっては、きちんと事業者の意見も聴いて

くださいということ、あるいは改正の状況というものをきちんと幅広に伝えてくださいということを記載してございます。

３つ目は、派遣そのものの部分について、どういうふうに分かりやすい制度となるかという部分を含めて見直しを行っていただく。これは、ちょっと大きな改正かと思いますので、「見直しの検討を開始する」と、他の部分は、基本的に「結論を得る」等の規定になっておりますが、これについては、こういう書きぶり、実施時期についても「平成24年度下期検討開始」という書き方とさせていただいております。

10ページ目に、「各府省と合意に至らなかった規制・制度改革事項」ということで、２つ規定がございます。

１つ目は、医療機器分野における規制・制度改革②ということで、内容が一般医療機器を除く全ての医療機器、これは、一般医療機器については、元々届出だけの世界になっておりますので、認証・承認の部分について言いますと、その全てを登録認証機関の認証の対象とする方向で検討を行い、結論を得るという内容でございますが、これについては、何を意図したかということでありますが、ＷＧの中の議論でも、独立行政法人のＰＭＤＡが独占的に審査をしているということに対して、非常に弊害があるんではないかという御意見がありまして、そういった中で、両者が、ＰＭＤＡもできる、民間の登録認証機関もできるという状況の中で、競争していただくというのが、本来在るべき姿ではないかということで、こういった検討内容を入れております。ただ、これはもちろん、ＰＭＤＡも含めた組織の在り方論にもつながる部分でございますので、最終的には厚生労働省との合意には至らなかったというものでありますが、委員会としての問題意識については、きちんとお伝えしていく、ということで、ここの「各府省と合意に至らなかった規制・制度改革事項」という中で記載をしております。

もう一つが、「再々開発事業に向けた都市再開発法の見直し」という部分でございます。

これについては、１とは随分状況が違いまして、最終的に、なかなか再々開発事業をやっていくための具体的なニーズというのが、整理していく過程で、事業者も私どももなかなか見いだせなかったという中で、当方から最終的には議論を下ろさせていただいたという内容でございます。

これについては、状況を見ながら、新しいファクトの部分での整理あるいは論理的な整理ができましたら、また進めてまいりますが、状況としては、現時点においては、当方からの実ニーズの部分について整理が不十分であったというものでありますので、１とは、幾分ちょっと趣を異にするものでございますが、併せてここに記載させていただくということとさせていただきました。

その後ろに、ここまでの第１ＷＧの会議開催概要を付けさせていただいて、後ろに構成員としての委員の方々のお名前をいただいて、報告書とさせていただいております。

以上でございます。

○岡委員長　ありがとうございました。主としてこのＷＧを担当していただいた、大室さ

ん、何か追加でコメントを頂ければ。
○大室委員長代理　この議論については、かなりとんがった議論ができたのではないかという感じがしております。各省との調整初期段階では、もっとノーの話が非常に強かったんですが、事務局が非常に頑張っていただいて、このような形で成果が上げられたということに、まず感謝を申し上げたいと思います。

それから「再々開発事業に向けた都市再開発法の見直し」について、私はこういうものによって、新しい需要が喚起できて、日本の再生につながってくるのかなということで期待を持っていたんですが、実際に議論を進めていく過程で要望者に詳細に話を聞いていくと、具体のニーズや事例は出てこないとの回答がありました。こういう話こそ、本当に要望者・団体でもっときっちり中身を詰めてから要望すべきであり、具体ニーズのないものをただ要望上げてきて、我々に議論させること自体ナンセンスでおかしな話であり、要望窓口の経団連を含めて、要望の出し方について、我々が議論すべきレベル、すなわち具体ニーズや事例がしっかりあって、復旧・復興に役に立つような要望を、事業会社や窓口の団体は上げるべきと、強く感じました。

復旧・復興をテーマとする第１ＷＧでは特に医療機器の問題、航空機の問題、労働の問題を大きく取り上げましたが、先ほど翁さんからも御指摘ありましたように、特に厚労省関係の事案では、どうしても安全･安心というか、技術的な部分を盾に取られてしまうと、なかなか議論が前に進まないという難しさが、一番悩ましいところだったと思いますが、結果として大きくＰＭＤＡの在り方の問題も含め、大分実のある議論ができて、それに対する認識も、ある程度厚生労働省にしてもらえたことを補足させていただきたいと思います。

以上です。
○岡委員長　ありがとうございました。それでは、この第１ＷＧの今の説明に対しての御意見、御質問を頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

先ほどのフォローアップのところの議論でも、それ以外、もう少し幅広い御意見でもよろしいということでございますので、よろしくお願いします。
○大室委員長代理　やはり役所の議論というのは、どっちかというと形式に走るんだな、と第１ＷＧをやっていて強く感じました。

先ほど､小村さんの方からＰＭＤＡという､いわゆる審査機関の問題が出ていましたが、第１、第２クールではこれをもう少し充実させるという方針だったのですが、それによって､人数を急激に増やしたのはいいのですが､実情は新人ばかり増やしているという話で、現実の問題として認証を取ろうとしている業界側からすると、役に立たないといったらおかしいですが、数は増えたが実効性は少なく、それだったら、もう少し民間のベテランの認証機関に開放すれば、その部分がもっと実効性が高まるのではないかといった議論だったんですね。これについても、民間に委ねることには大変反発が強く、結果的に曖昧な形での決着になってしまったんですが、次のクール以降、こういう事案こそ取り上げて、実

を上げるように委員会が機能する必要がある、そんな印象を特に受けました。
○岡委員長　ありがとうございました。他は、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本日の議論を踏まえまして、事務局の方で追加、修正を加えていただいて、最終報告案を取りまとめた上で、29 日にもう一度議論させていただくと、このように考えております。

それでは、次回は、29 日と理解していますけれども、事務局からお願いします。
○中原参事官　次回の委員会は､現時点では６月 29 日を予定させていただいておりますが､調整の上、また改めて事務局から御連絡をさせていただければと存じます。

なお、次回は、第１ＷＧとの合同開催をさせていただく予定ですので、よろしくお願いいたします。
○岡委員長　ありがとうございました｡それでは､以上で会議を終了いたします｡本日は､お忙しい中、誠にありがとうございました。

副大臣、本当にお忙しい中、ありがとうございました。